上里町の企業誘致優遇制度

※補助等には条件があります。詳細はお問い合わせください

上里町企業誘致奨励金(補助金制度)

- 〇土地·家屋·償却資産の固定資産税相当額(賃貸借の場合、賃借料が上限)を3年間補助。農産法産業導入地区に おいては6年間補助。
- ○新規雇用者(町民で1年以上継続雇用)1人当たり10万円を補助(1回・限度額300万円)
- ○法人町民税相当額を1年度分を補助(1回・限度額100万円)
- ○水道加入金相当額を補助(1回・限度額2,000万円)
- ○埋蔵文化財調査に要した費用の1/2に相当する額(3年以内・1回・限度額500万円)を補助。農産法産業導入地区においては6年以内・新規及び敷地拡張時に各1回同様に補助
 - *適用:令和4年12月1日

≪要件≫

対象業種:製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業(※)

上記の業種以外については、新設した事業所の投下固定資産額が1億円以上であり、町内居住者1人以上を新規で雇用するとともに、かつ、経済の活性化及び雇用創出に資すると町長が認める施設の場合は業種を問わない。

農産法産業導入地区においては、経済の活性化及び雇用創出に資すると町長が認める施設の場合は業種を問わない。

- 公害のおそれのない事業所
- ・次のいずれかに該当すること。ただし、土地を賃借する場合は、イに該当すること
 - ア 事業所用地の面積が3,000㎡以上、かつ町内居住者1人以上の新規雇用者
 - イ 新設した事業所の投下固定資産額1億円以上、かつ町内居住者1人以上の新規雇用者
 - ※卸売業、小売業については資本金5億円以上の事業者であり、本店(従業員数が100人超)の登記上の所在地を本町内に置くこと